

令和5年6月13日（火）

1 目 目

（条例・補正予算等上程・質疑・討論・一部採決）
（委員会案上程・採決、常任委員会付託）

令和5年6月13日～6月26日

町議会定例会会議録

令和5年6月13日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主事） 吉田 知史

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第4 報告第3号 令和4年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和4年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 令和4年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第32号 町長の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上三川町一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分）
- 日程第8 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第34号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第35号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第36号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第37号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第38号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第39号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第40号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第41号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第42号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第43号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第44号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第45号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第46号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第47号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第48号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議案第50号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第26 議案第51号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第27 議案第52号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
- 日程第28 議案第53号 上三川町税条例の一部改正について
- 日程第29 議案第54号 上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第55号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第56号 令和5年度上三川町一般会計補正予算（第3号）

日程第32 委員会案第7号 上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立をお願いします。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

令和5年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、町長より発言の申出がありますので許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今議長の御配慮によりまして、町長就任の挨拶のお時間をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

4月に行われました統一地方選挙におきまして、議員や町民の皆様をはじめとした各方面からの力強い御支援を賜りまして、無投票により再選を果たすことができました。この席をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

5月29日から、引き続き、4期目の町政運営を担わせていただくことになりましたが、今後とも町民の皆様からお寄せいただいた信頼と期待にお応えするため、対話重視の姿勢を変えずに、全力を尽くしてその任に当たる所存でございます。私の公約に掲げました「安心・安全・定住」のまちづくり、「子育て・教育」のまちづくり、「健康・福祉」のまちづくり、「活力・交流」のまちづくりの実現に向けて、DXの推進や新たな産業団地の整備など、未来へ広がるまちづくりを最短距離で力強く推進してまいりますので、実現に向けて、これからも議員の皆様のお指導、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。町長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長【高橋正昭君】 ただ今から令和5年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、お手元に配付のとおり、令和5年2月分から4月分までの3カ月分の例月現金出納検査結果が提出されております。

次に、組合議会関係では、令和5年第1回石橋地区消防組合議会定例会審議結果及び令和5年第1回

小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、4番・神藤昭彦君、5番・小川公威君を指名いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和5年第3回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、5月22日及び6月8日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告3件、議案25件、一般質問通告者は6人です。会期につきましては、本日6月13日から6月26日までの14日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案全てを上程し、議案第32号の専決処分の承認について、及び議案第56号の補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第33号から議案第49号までの人事案件につきましては、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、本日採決をお願いいたします。

次に、議案第50号から議案第55号までにつきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

委員会案第7号につきましては、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、本日採決をお願いいたします。

2日目、3日目は、一般質問をくじで決定した順により6人が行い、2日目4人、3日目2人といたしました。

4日目から6日目までは休会といたします。

7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会は午前9時開会をお願いいたします。

9日目から13日目は休会としますが、9日目は常任委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

14日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行います。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から26日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から26日までの14日間と決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に、星野光利君を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名しました星野光利君を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました星野光利君が栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された星野光利君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、報告第3号「令和4年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について」から、日程第6、報告第5号「令和4年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書について」の3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第3号から報告第5号までを一括説明いたします。報告第3号「令和4年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について」につきましては、地方自

治法第212条第1項の規定に基づき、令和5年度に繰越した額について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費、第1項総務管理費、庁舎・設備維持修繕事業の繰越額が4,765万4,000円、財源は全額一般財源でございます。

続いて、第10款教育費、第5項保健体育費、プレハブ冷凍庫・コンテナ洗浄機等改修事業の繰越額が2,000万円、財源は全額一般財源でございます。

いずれも令和4年度の年割額のうち、年度内に支出の終わらなかったものについて、継続年度である令和5年度へと繰り越すものでございます。

次に、報告第4号「令和4年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和4年度一般会計補正予算のうち、繰越明許費として令和5年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第1項総務管理費、庁用自動車購入事業の繰越額が561万円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第4項選挙費、栃木県議会議員選挙費の繰越額が13万6,000円、財源は全額一般財源でございます。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、農地再整備事業の繰越額が860万円、財源は全額一般財源でございます。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、道路整備事業の繰越額が8,097万1,000円、財源は国庫支出金3,871万5,000円、地方債2,850万円、一般財源1,375万6,000円でございます。同じく、第2項道路橋梁費、橋梁維持管理事業の繰越額が3,663万7,000円、財源は、国庫支出金1,012万円、地方債740万円、一般財源1,911万7,000円でございます。同じく、第3項河川費、河川事業の繰越額が438万2,000円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第4項都市計画費、公園維持管理事業の繰越額が3,123万7,000円、財源は、国庫支出金1,511万9,000円、地方債1,360万円、一般財源251万8,000円でございます。同じく、第5項住宅費、民間住宅耐震改修助成事業の繰越額が100万円、財源は、国庫支出金50万円、県支出金25万円、一般財源25万円でございます。

第10款教育費では、第2項小学校費、学校保健特別対策事業（小学校）の繰越額が78万8,000円、財源は、国庫支出金38万9,000円、一般財源39万9,000円でございます。同じく、第4項社会教育費、生涯学習・子育て支援複合施設整備事業の繰越額が16億5,000万円、財源は、国庫支出金5億9,954万2,000円、地方債5億9,950万円、生涯学習センター整備基金2億6,095万8,000円、一般財源1億9,000万円でございます。

いずれの事業も、令和4年度内に事業が完了しなかったことから、令和5年度へと繰越したものでございます。

次に、報告第5号「令和4年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和4年度下水道事業会計予算のうち、令和5年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、公共下水道事業の繰越額

が6,765万円、財源は、国庫補助金3,085万円、企業債3,680万円でございます。

以上で報告第3号から報告第5号までの説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第3号から報告第5号については、これをもって終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第7、議案第32号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上三川町一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第32号「町長の専決処分の承認を求めることについて」、御説明いたします。

令和5年度上三川町一般会計補正予算（第2号）につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得子育て世帯への支援策といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月18日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付費を増額補正いたします。歳出につきましては、民生費において低所得の一人親世帯等に対して支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業費を増額補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に1,176万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を121億6,521万9,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第32号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和5年度上三川町一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第8、議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る7月31日をもちまして、現固定資産評価審査委員会委員の坂本佐栄重氏が任期満了を迎えますが、坂本氏に今後も委員をお願いしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定に基づき、選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省き、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認め、これから議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第9、議案第34号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第34号「副町長の選任につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る6月30日をもちまして、現副町長、和田裕二氏の任期が満了となることから、地方自治法第162条の規定に基づき、引き続き和田氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

和田氏は、令和元年7月に副町長に就任後、それまでの栃木県職員として、県民生活部長、経営管理部次長兼人事課長や保健福祉部次長などの要職を歴任された行政経験を生かし、卓越した行政手腕で本町発展のためにその力を発揮していただいております。同氏を再度副町長に選任することで、更なる町の発展を図るべく、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省き、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認め、これから議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第10、議案第35号から日程第22、議案第47号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の13議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第35号から議案第47号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、一括説明いたします。

本案件は、7月19日に現在の農業委員会委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、以下の方々を農業委員会の委員として任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第35号、大字西蓼沼在住の安保勝巳氏は、認定農業者であり、現在も農業委員を務められておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第36号、大字上三川在住の荒川日出磨氏は、認定農業者であり、現在も農業委員を務められておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第37号、大字西汗在住の石濱文伯氏は、認定農業者であり、現在は農業委員会会長を務められておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第38号、大字川中子在住の伊藤知明氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第39号、大字上神主在住の稲葉薫氏は、長年にわたり農業に従事されており、人格、識見ともに優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第40号、大字石田在住の稲見正氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第41号、大字三本木在住の上野弓子氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第42号、大字多功在住の小倉敏男氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第43号、大字下神主在住の角田永子氏は、現在も農業委員を務められておられます。栃木県職員時代には、農政部門に携わった経験があり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌する事項に関し利害関係を有しない農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第44号、大字下蒲生在住の坂本是文氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第45号、大字上蒲生在住の隅内章吾氏は、認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であるとと考えております。

議案第46号、大字上三川在住の馬場敏子氏は、長年にわたり農業に従事されており、現在も農業委員を務められておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

議案第47号、大字上郷在住の鶴見利子氏は、認定農業者であり、現在も農業委員を務められておられます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見とも優れた方で、農業委員会委員として適任であると考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第47号までについては、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから、議案第35号から議案第47号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、順次採決いたします。

初めに、議案第35号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第35号は同意することに決定いたしました。次に、議案第36号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定いたしました。次に、議案第37号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第37号は同意することに決定いたしました。次に、議案第38号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第38号は同意することに決定いたしました。次に、議案第39号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第39号は同意することに決定いたしました。次に、議案第40号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第40号は同意することに決定いたしました。次に、議案第41号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第41号は同意することに決定いたしました。次に、議案第42号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定いたしました。次に、議案第43号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第43号は同意することに決定いたしました。次に、議案第44号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第44号は同意することに決定いたしました。次に、議案第45号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定いたしました。次に、議案第46号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第46号は同意することに決定いたしました。次に、議案第47号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第47号は同意することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第23、議案第48号「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番・田村稔君の退場を求めます。

(10番・田村 稔君 退場)

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第48号「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、7月19日に現在の農業委員会委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、田村博喜氏を農業委員会委員として任命したく、議会の同意を求めらるるものでございます。

田村博喜氏は、大字西木代在住の認定農業者であり、人格、識見とも優れた方で農業委員会委員として適任であると考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は質疑・討論を省略すること

に決定いたしました。

これから採決いたします。議案第48号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第48号は同意することに決定いたしました。除斥に係る事件の審議が終了したので、10番・田村稔君の入場を許します。

(10番・田村 稔君 入場)

○議長【高橋正昭君】 日程第24、議案第49号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第49号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣に対し、人権擁護委員候補者の推薦をするため、議会の意見を伺うものであります。現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、令和2年10月に委嘱された稲見和正氏が、9月30日をもって任期満了となります。同氏においては、この間、本町の人権相談、人権啓発活動等の各種活動に御尽力され、今後においても、その高い人格、識見等から、御活躍いただけるものと期待することから、同氏を再推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第49号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であるとすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であるとすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第25、議案第50号「財産の取得について(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第50号「財産の取得について」、御説明いたし

ます。

本案件は、消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するもので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案するものでございます。財産の種別、数量につきましては、消防ポンプ自動車1台でございます。取得価格は2,365万円で、契約の相手方は、小山市の合資会社渡辺商店でございます。なお、5月19日に物品売買仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容については委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に関わる質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第26、議案第51号「栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」、及び日程第27、議案第52号「佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第51号及び議案第52号について一括説明いたします。

議案第51号「栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」は、本町が加入する栃木県市町村総合事務組合に関し、令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い脱退するため、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号「佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について」は、本町が加入する栃木県市町村総合事務組合に関して、令和5年9月30日に佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退し、同日をもって退職手当支給事務を共同処理しないこととなった場合において、佐野地区衛生施設組合に還付することとなる額について、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第28、議案第53号「上三川町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第53号「上三川町税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、森林環境税の導入に伴う所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第29、議案第54号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、及び日程第30、議案第55号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第54号及び議案第55号について一括説明いたします。

議案第54号「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正」につきましては、本年、新たに上三川小学校第3学童クラブを開所するに当たり、放課後児童クラブの追加を行うものでございます。

次に、議案第55号「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」につきましては、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第31、議案第56号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第56号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の令和4年度予算により措置されました、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施します各種支援施策等につきまして、予算を増額することとして編成したものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額補正を、県支出金で特色ある道徳教育支援事業委託金の増額補正をいたします。また、繰入金にて、財政調整基金繰入金の減額補正をいたします。

歳出予算につきましては、総務費で、住基ネットワーク関連システムのシステム改修費の増額補正を、民生費で、住民税非課税世帯に対する支援給付金の給付に係る事業費、及び上三川小第3学童クラブ設置のための改修費、追加工事分の増額補正を、衛生費で、省エネ家電購入に対する助成事業費の増額補正を、商工費で、プレミアム商品券事業費の増額補正を、教育費で、道徳教育支援事業費及び小中学校給食費への助成事業費の増額補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に9,505万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を122億6,027万4,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第56号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第3

号) 」につきまして御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金9,551万1,000円の増額補正につきましては、1節総務管理費補助金で、今回国から内示を受けました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金1億1,239万3,000円のうち、今回実施する事業分を増額するものでございます。

次に、第15款県支出金、第3項委託金、3目教育費委託金50万円の増額補正につきましては、1節中学校費委託金で、今年度も県教育委員会から特色ある道徳教育支援事業の委託を受けたため、増額するものでございます。

次に、第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金95万6,000円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財政調整分としまして減額するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わりにさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 12、13ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費、12節委託料、18万7,000円の増額につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ情報等収集機能適用作業に伴う機器の改修によるものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について御説明いたします。

6,341万2,000円の増額補正につきましては、全て電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援給付金のための補正となります。1節報酬の54万3,000円の増額補正につきましては、給付事務に携わる会計年度任用職員2人、2カ月分の報酬。3節職員手当等の55万2,000円の増額補正につきましては、担当職員の時間外勤務手当、8節旅費の3万9,000円の増額補正につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節需用費の28万9,000円の増額補正は、事務用品及び封筒印刷等に係るものです。11節役務費の85万1,000円の増額補正は、郵送料及び振込手数料でございます。12節委託料の113万8,000円の増額補正は、給付のためのシステム改修及びデータ処理等に係るものです。18節負担金、補助及び交付金の6,000万円の増額補正は、1世帯に対する給付額3万円を2,000世帯分計上したものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額155万7,000円の増額につきましては、上三川小第3学童クラブの開所を予定する図書館南館におきまして、追加工事が必要となったため、増額補正するものです。内訳といたしまして、漏水の修

繕工事に103万4,000円、校内の安全対策のための減速帯設置に52万3,000円を計上するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、9目環境衛生費、18節負担金、補助金及び交付金の補助金200万円は、省エネ家電購入緊急支援事業で、買換えにより購入した新品のエアコン、冷蔵庫に補助するものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費、18節負担金、補助金及び交付金1,390万円の増額は、物価等高騰における支援策といたしまして、補助額を増額し、プレミアム商品券のプレミアム率アップと発行冊数の増刷を計画するものでございます。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 14ページ、15ページをお開きください。

第10款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、補正額50万円の増額は、7節報償費13万8,000円、10節需用費34万5,000円及び18節負担金、補助及び交付金1万7,000円の増額で、いずれも上三川中学校が県の特色ある道德教育支援事業の研究推進校に指定されたため、その実施に必要な経費を計上したものでございます。

続きまして、第5項保健体育費、4目給食センター費、補正額1,349万9,000円の増額は、10節需用費で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業でございまして、給食食材の価格上昇分について、保護者負担を増やすことなく給食を提供するための経費として計上したものでございます。

以上で、議案第56号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 ちょっと1点だけお聞きしたいと思ひまして、教育費委託金ということで、特色ある道德教育支援事業、これが50万円ということで委託されてますけども、歳出のほうを見ますと、報償費13万8,000円、需用費34万5,000円、18節で1万7,000円というふうなことで支出されてますが、この委託された事業の内容と支出金の関連性、関係性というものをちょっとお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の質問にお答えいたします。

報償費につきましては、外部講師を頼んだときの講師謝礼として13万8,000円を計上してございます。需用費につきましては、リーフレットの印刷やその他消耗品、事務用品等でございます。負担金につきましては、研修の負担金ということで、職員が研修に参加したときの負担金となっております。

す。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 もう一つ、特色ある道德教育支援事業というんですけども、特色ある道德教育というのはどういうふうなものかという内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 特色ある道德教育というのは、道德が科目教科ということになりまして、その道德の内容が、研究する、これからどういうふうやっていくかというのを研究するための事業でございます、その特色ある道德教育を推進するための、どのようにしたらいいかというのを研究するような委託でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 ちょっと意味が理解できないんですけども、この議場ではなくて、後の場面で担当課に直接お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 特に、13ページに、省エネで200万円というのは、何と何を買って何個分でこれは補助するのか。それから、その下でプレミアム商品券を何個これは出すのにこれだけの金がかかるのか。この二つで、もう一つ、6,000万円の交付金というのが18節負担金であると、民生費で。これは低所得者何人分に当たるのかというのを、これ三つともちょっと教えてくれますか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

省エネ家電購入緊急支援事業につきましては、省エネ家電を買換えにより購入した新品のエアコン、冷蔵庫を購入したときに、10万円以上の購入時に、1世帯当たり1回に限り2万円を補助するものです。件数としては100件を見込んでおります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問の2点目のプレミアム商品券について御説明させていただきます。

今回の補正での計画としましては、プレミアム率20%の発行冊数8,000冊を予定してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 3点目の御質問にお答えいたします。

こちらの低所得者世帯支援給付金に関しましては、1世帯当たり3万円の給付金を2,000世帯分計上しております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 家電のことをもう一度聞きますが、「1件で10万円以上買ったときに2万円補助する」と。そうすると、これ10万円以上じゃないと2万円の補助はもらえないということで、そうするとクーラー一つで、例えば20万円以上のクーラーをつければ、それで黙って2万円もらえるということで了解していいのかな。冷蔵庫だのクーラーだのなんて付けたって、とても20万円じゃ買えないからね。省エネじゃなきゃ駄目ということでしょう、この買う商品が。だから、それで10万円以上というのは、クーラー一つ買えないんじゃないのかな。買えると思う？ 説明して。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 省エネのエアコンが10万円以上で1世帯につき1回ということで、エアコンと冷蔵庫、合わせて10万円を超えれば、1世帯につき1回限り2万円を補助するというものでございます。

以上です。

○9番【勝山修輔君】 1台でももらえるのかって聞いている。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

片方、エアコン1台でも10万円以上を購入する場合は、1世帯当たり2万円補助しています。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 私は主婦の代表ですので、細かいことを聞きたいと思いますね。先ほどの勝山議員の質問と同じになってしまうと思うんですが、この冷蔵庫とエアコンと10万円以上、2万円戻ってくるというのは、住民への周知はどのようにするのか、いつからなのか。うちはちょっと前に新しい冷蔵庫買ったんですけど、そういうのは言えば戻ってくるのかとか、そういう細かいのはどこに周知しますか、広報ですか。それからホームページですか。いつからですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

今のところ、広報とかホームページとかで周知したいと思います。日にちはですね、令和5年7月24日以降に販売店から買換えにより購入した新品のエアコンや冷蔵庫を対象としていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 7月24日、ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第56号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第32、委員会案第7号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

（8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇）

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 ただ今上程になりました議会運営委員会提出の委員会案第7号「上三川町議会委員会条例の一部改正について」、御説明いたします。

お手元の委員会提出議案の議案書2ページを御覧ください。

本案は、令和5年3月議会において、上三川町課設置条例が改正され、令和5年4月1日に新たに設置されたデジタル推進室を総務文教常任委員会の所管とすることから、本条例の一部を改正するため、議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員会案第7号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

委員会案第7号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、委員会案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日、常任委員会に付託しました議案第50号から議案第55号までの議案については、会議規則第46条第1項の規定により、6月20日までに審査を終了するよう、期限を付けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第50号から議案第55号までの議案については、6月20日までに審査を終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午前11時17分散会